

## 第3章 消防同意審査基準

### 第1節 項目別審査基準

#### 第1 防火対象物の用途区分

(政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い)

建築物は、その使用目的によりそれぞれ分類され、法第17条第1項の規定により、政令で定める防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従って「消防用設備等」を設置し、維持することが義務付けられている。

これを受けて、政令第6条では、法第17条第1項の政令で定める防火対象物を「政令別表第1」に掲げるものとして、防火対象物を(1)～(20)項に区分し列記している。

なお、用途の区分にあたっては、第1-1表の「主たる用途と従属用途の区分」並びに第1-2表の「政令別表第1に掲げる防火対象物の用途(項判定)の定義等」を参照の上、防火対象物の使用実態、管理状況等に応じた項の判定を行うこと。

##### 1 各項に共通する事項

###### (1) 各項における用途の定義(項判定)

項判定にあたっては、防火対象物の使用実態、管理状況及び災害時等の危険性等を考慮して行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-2表の「政令別表第1に掲げる防火対象物の用途(項判定)の定義等」を参考とすること。

###### (2) 同一敷地内の2以上の防火対象物の取扱い

同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとの用途で項を判定すること。

ただし、各用途の性格に応じて、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途に包含されるものとして取り扱う場合があるので、項の判定にあたっては、その利用形態など十分留意すること。

\*例示\* 大学の校舎以外の施設：学生会館・研究室等 → (7)項として取り扱う。

###### (3) 主たる用途と従属する用途の取扱い

###### ア 機能的な従属と認められる場合

異なる2以上の用途(政令別表第1(1)項～(15)項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における、当該2以上の用途とする)のうちに、一の用途で当該一の用途に供される防火対象物の部分が、「その管理についての権原、利用形態その他の状況により、他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの(この項において「管理についての権原等」という。以下同じ。)」があるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。(第1-1図参照) この場合における「管理についての権原等」とは、次に該当するものをいう。

- 第1-1表A欄に掲げる防火対象物の主たる用途部分(同表B欄に掲げるもので、これらに類するものを含む。)に対して、機能的に従属する用途部分(これらに類するも

のを含む。)で、次の(ア)～(ウ)に該当するものであること。

(7) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

(注) a 主たる用途部分とは、防火対象物の各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な用途部分の面積よりも大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気・ガス・給排水・空調等）等の設置、維持、又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。

(4) 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。

(注) a 従属的な部分の利用者が、主たる用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が、主たる用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの、又は主たる用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、第1-1表C欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主たる用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有していないものであること。

b 従属的な部分の利用者が、主たる用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が、主たる用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a.(a)及び(b)に該当し、かつ、第1-1表D欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一（残務整理等のための延長時間を含む。）であること。

<機能的従属>				
主 (15)項(事務所)				
主 (15)項(事務所)			従 診療室	
主 (15)項(事務所)				
GL	主 ボーイ室	主 機械室	従 食堂	従 売店
	従 駐車場			

全体を、政令別表第1(15)項の防火対象物とする。  
 ※1 診療室の従属又は非従属の解釈は、入院施設の有無により判断すること。  
 ※2 駐車場は、専用又は営業用を問わないものであること。

第1-1図

イ 従属するとみなす場合（みなし従属）

前アで述べた主たる用途部分に、機能的に従属しない独立した他の用途があっても、次の(ア)及び(イ)に該当するものは、従属するものとしてみなすものであること。（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくは(6)項ロ又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途に供される部分を除く。）（第1-2図参照）

(ア) 主たる用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の床面積は、原則として、主たる用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）

が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であること。

(イ) 主たる用途部分以外の独立した他の用途に供される部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

＜みなし従属＞				
主 (5)項ロ 1,000㎡ (社員寮)				
主 (5)項ロ 1,000㎡ (社員寮)				
主 (5)項ロ 1,000㎡ (社員寮)				
主 ボイラー室 GL 200㎡	主 機械室 200㎡	主 食堂 400㎡	従 売店 200㎡	
独 キャバレー 290㎡				

① 独立の用途(キャバレー)部分は、アの(ア)～(ウ)に該当しないので機能的に従属しない。

② 主たる用途部分の床面積の合計が延べ面積の90%以上であり、かつ、独立の用途(キャバレー)の床面積が300㎡未満である。従って、イの(ア)及び(イ)に該当する。

∴ 全体を政令別表第1(5)項ロの防火対象物とする。

※ 機能的に従属する用途は、当該主たる用途に含めて算定するものであること。

(注)・主たる用途+機能的従属用途  
 $3,800\text{㎡} + 200\text{㎡} = 4,000\text{㎡} (93.2\%)$

・独立用途 290㎡(300㎡未満)

第1-2図

共用される床面積の按分方法

※ 共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途部分と他の独立した用途部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとし、その算定方法は、原則として次のように行うものとする。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(4) その他の取扱い

ア 同一項内の用途が混在する場合の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

なお、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在し、前(3).イによる「みなし従属」とならない場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

また、政令別表第1(6)項イの(1)～(4)並びに(6)項ロ及びハの(1)～(5)の区分については、特定の消防用設備に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の用途であり、便宜上、詳細な分類を設けたもので、この詳細な分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきではない。そのため、一の防火対象物に政令別表第1(6)項イの(1)～(4)が混在するような場合等では、複合用途防火対象物として取り扱わないものであること。

イ 昼夜によって使用実態が異なる場合の取扱い

昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。

ただし、消防用設備等の設置にあたっては、それぞれの使用実態に適応したものを設置するよう指導すること。

ウ 危険物施設の取扱い

法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）

は、その利用形態により、政令別表第1各項のいずれかの防火対象物、又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

エ 政令第8条区画の取扱い（3.(3)「政令第8条の区画の扱い」参照）

項の判定にあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

**2 一般住宅が存する場合の取扱い**

一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前1.(1)～(3)までによるほか、次により取り扱うものであること。（第1～3図参照）

(1) 一般住宅に該当する場合

政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、50㎡以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

(2) 政令別表第1の防火対象物に該当する場合

政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、政令別表第1の防火対象物に該当するものであること。

なお、上記において、政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分が2以上の用途に供される場合は、一般住宅の用途に供される部分の床面積を、政令別表第1に掲げる2以上の各用途に供される部分の床面積に応じて按分し、複合用途防火対象物に該当するか判定するものであること。

(3) 複合用途防火対象物に該当する場合

ア 政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、50㎡を超える場合は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

イ 政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（10%以内の違いをいう。）は、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

(注) (7) 一般住宅は、前1.(3).アに定める従属的部分に含まれないものであること。

(4) 一般住宅と政令別表第1に掲げる防火対象物が、長屋式の形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表第1に掲げる防火対象物の床面積の合計とで用途を判定するものであること。

(1) 一般住宅に該当する場合

政令別表 第1(4)項 49㎡	個人住宅 150㎡
-----------------------	--------------

個人住宅 > 政令別表第1の用途区分  
かつ  
50㎡ ≥ 政令別表第1の用途区分  
∴ 一般住宅として取り扱う

(2) 政令別表第1の防火対象物に該当する場合

(例1)

政令別表 第1(3)項口 500㎡	個人住宅 200㎡
-------------------------	--------------

個人住宅 < 政令別表第1の用途区分  
※ 面積の差が延べ面積の10%を超えるもの  
(例1) ∴ (3)項口として取り扱う

(例2)

政令別表 第1(6)項口 300㎡	政令別表 第1(6)項ハ 200㎡	個人住宅 200㎡
-------------------------	-------------------------	--------------

(例2) ∴ (16)項イとして取り扱う  
※個人住宅部分の200㎡は、(6)項口及びハの割合に応じて按分する。

(3)ア 複合用途防火対象物に該当する場合

政令別表 第1(4)項 100㎡	個人住宅 200㎡
------------------------	--------------

個人住宅 > 政令別表第1の用途区分  
かつ  
50㎡ < 政令別表第1の用途区分  
∴ (16)項イとして取り扱う

(3)イ 複合用途防火対象物に該当する場合

政令別表 第1(4)項 240㎡	個人住宅 210㎡
------------------------	--------------

個人住宅 ≒ 政令別表第1の用途区分  
※ 面積の差が延べ面積の10%以内のもの  
∴ (16)項イとして取り扱う

第1-3図

(参考)

<共同住宅にオーナー住宅が付随している場合の取扱い>

GL 室	階	オーナー住宅等
	段	共同住宅
		共同住宅
		共同住宅

GL	共同住宅	オーナー住宅等
	共同住宅	住宅等

※ 共同住宅とオーナー住宅等の比率にかかわらず、全体を(5)項口として取り扱う。

3 複合用途防火対象物の取扱い

(1) 特定用途部分の判定

1.(3)及び前2により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下この項において「特定用途部分」という。)が存するものであっても、次のア～ウに該当するものは、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。(第1-4図参照)

この場合、当該特定用途部分の消防用設備等の設置にあたっては、主たる用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うものとする。

ア 特定用途部分が、政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくは(6)項ロ又は(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる用途以外であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延床面積の10%未満であること。

ウ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

延べ面積 5,000 ㎡			
	主 (15)項 (事務所) 800 ㎡	独 (2)項イ (キャバレー) 200 ㎡	
	独 (7)項 (研修所) 400 ㎡	主 (15)項 (事務所) 600 ㎡	
	主 (15)項 (事務所) 1,000 ㎡		
GL	主 会議室 500 ㎡	従 食堂 410 ㎡	独 (2)項ロ (遊技場) 90 ㎡
	主 ボイラー室 150 ㎡	主 機械室 150 ㎡	従 駐車場 700 ㎡

① 独立の用途部分は、1.(3).ア.(ア)～(ウ)に該当しないので機能的に従属しない。

② 主たる用途に供される床面積の合計が90%未満であり、かつ、独立した他の用途((2)項イ、(2)項ロ及び(7)項)に供される床面積の合計が300㎡以上となるので1.(3).イの(ア)及び(イ)に該当しない。

③ 特定用途部分が(1).アに該当する。

④ 特定用途部分の床面積の合計が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満であるので(1).イ及びウに該当する。

1 主たる用途+従属用途 = 4,310 ㎡ (86.2%)

2 独立用途 690 ㎡ (13.8%)

3 独立用途のうち特定用途部分 290 ㎡ (5.8%)

∴ 政令別表第1(16)項ロの防火対象物となる。

第1-4図



(3) 政令第8条の区画の扱い

政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに、1.(3).イ、前(1)及び(2)を適用するものであること。(第1-6図参照)

延べ面積 4,500 m <sup>2</sup>		
主 (15項) (事務所) 1,500 m <sup>2</sup>		
主 (15項) (事務所) 1,500 m <sup>2</sup>		
独 (3項口) (飲食店) 250 m <sup>2</sup>	主 (15項) (事務所) 1,050 m <sup>2</sup>	独 (2項口) (遊技場) 200 m <sup>2</sup>
B区画	A区画	
↑ 政令第8条の区画		

① 独立の用途部分は、1.(3).ア.(ア)～(ウ)に該当しないので、機能的に従属しない。

② 主たる用途に供される床面積の合計が90%以上であるが、独立した他の用途((2)項口及び(3)項口)に供される床面積の合計が300 m<sup>2</sup>以上となるので1.(3).イ.(イ)に該当しない。

③ 特定用途部分の床面積の合計が、延べ面積の10%以上であり、かつ、300 m<sup>2</sup>以上であるので(1).ア～ウに該当しない。

1 主たる用途	4,050 m <sup>2</sup> (90.0%)
2 独立用途	450 m <sup>2</sup> (10.0%)
3 独立用途のうち特定用途部分	450 m <sup>2</sup> (10.0%)

∴ 政令別表第1(16)項イの防火対象物となる。

※ ただし、消防用設備等の設置にあたっては、A区画は(15)項((2)項口部分は1.(3).イにより(15)項部分のみなし従属)、B区画は(3)項口として取り扱うものであること。(第6.4「令8区画による消防用設備等」参照)

なお、A区画の独立用途部分((2)項口部分)が、(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくは(6)項口又は(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)のいずれかの場合、A区画は(16)項イの防火対象物となり、また、当該独立用途部分の床面積の合計(200 m<sup>2</sup>)が、A区画の延べ面積(4,250 m<sup>2</sup>)の10分の1以下であり、かつ、300 m<sup>2</sup>未満であることから、A区画は「小規模特定用途複合防火対象物」として取り扱う。

第1-6図

第1-1表

主たる用途と従属用途の区分

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク、託児室	展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す。（以下同じ。）
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、児室	展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、託児室、	体育室	
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、託児室、クローク		
(2) 項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、休憩室、事務室	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、託児室、クローク		

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備	考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分		
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー、託児室			
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、会議室		
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、イトインスペース	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、喫茶室	催物場（展示室を含む）、貸衣裳室、料理・美容等のカルチャースクール、キャッシュサービス	卸売問屋は本項に該当	
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室、マッサージ室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室、写真室、託児室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室		
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置（トランクルーム）、管理人室、オーナー室	売店、専用駐車場、駐輪場、ゴミ集介室、ロビー、面会室、託児室	娯楽室、体育施設		

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、受付	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、浴室、喫茶室	臨床研究室	病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美容室、理容室、託児室		敷地内の寄宿舎及び体育施設等は、本項の用途に供するものとして取扱う。
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美容室、理容室、託児室		敷地内の寄宿舎及び体育施設等は、本項の用途に供するものとして取扱う。
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、託児室、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、託児室、専用駐車場、プール、格技室	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室、ミニ児童会館(当該学校の児童のみが利用するものに限る。)	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、託児室、専用駐車場		

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、 体育室、待合室、マッサー ジ室、ロッカー室、ク リーニング室、サウナ室	食堂、売店、専用駐 車場、喫茶室、娯楽 室、託児室		
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、 クリーニング室、岩盤浴 室	食堂、売店、専用駐 車場、サウナ室(小規模 なサウナ)、娯楽室、 託児室	コインランドリー	
(10) 項	乗降場、待合室、運転指 令所、電力指令所、手荷 物取扱所、一時預り所、 ロッカー室、仮眠室、救 護室	食堂、売店、喫茶室、 旅行案内所、託児室 (以上、原則改札内 にある場合に限る。)	美容室、理容室、(以上、 原則改札内にある場合 に限る。)、両替所	
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝 堂、社務所、集会室、聖 堂	食堂、売店、喫茶室、 専用駐車場、図書室、 研修室、託児室	宴会場、厨房、結婚式 場、宿泊室(旅館業法 の適用のあるものを除 く。)、娯楽室	1 結婚式の披露宴 会場で、独立性の高 いものは本項に該 当しない。 2 礼拝堂及び聖堂 は、規模、形態にか かわりなく本項に 該当する。
(12) 項イ	作業所、設計室、研究 室、事務室、更衣室、物 品庫、製品展示室、会議 室、図書室、見学者用施 設	食堂、売店、専用駐 車場、託児室、診療 室、仮眠室、娯楽 室、浴室		同一敷地内の独立性 の高い施設は、当該 用途に供するもの として扱う。
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、 道具室、衣裳室、休憩室、 客席、ホール、リハーサ ル室	食堂、売店、喫茶室、 集会室、専用駐 車場、 クローク、ラウンジ、 託児室		客席、ホールで興行 場法の適用のあるも のは、原則として(1) 項に該当する。

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店、管理室、託児室		
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室、事務室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室 (商品保管に関する作業を行うもの)	食堂、売店、専用駐車場、展示室、託児室		
(15) 項	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫(商品倉庫を含む)、更衣室、図書室、談話室、教室、体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室、美容室、談話室、ロビー、浴室、視聴覚室、託児室、遊技室、トレーニング室、	展示室、展望施設、旅行案内室、法律・健康相談室、映写室、展示室、博物館	※ 本項は(1)～(14)項に掲げる防火対象物以外の事業所をいい、その用途例も広範囲にわたっていることから、用途の判定にあたっては、左記の区分を参考としながら、それぞれの利用形態等を十分考慮に入れて取り扱うこと。

第1-2表

政令別表第1に掲げる防火対象物の用途(項判定)の定義等

(1) 項イ	
用途	定義
<b>劇場</b> <b>映画館</b> <b>演芸場</b> <b>観覧場</b>	<p>客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。</p> <p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シアター、音楽ホール</li> <li>・ミュージカルホール</li> <li>・寄席</li> <li>・各種スポーツ施設（野球場、相撲場、サッカー場等）</li> <li>・競馬場、競輪場、競艇場</li> <li>・サーカス小屋</li> </ul>	<p>1 客席には、いす席、座り席、立席が含まれる。</p> <p>2 小規模な選手控席のみを有する体育館及び事業所等の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として扱わない。(各区の体育館は、観覧のための客席を有していないことから、(15)項として扱うものである。)</p> <p>3 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。</p>

(1) 項ロ	
用途	定義
<b>公会堂</b> <b>集会場</b>	<p>集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。</p> <p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行して、その他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であつて、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有</p>

	し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行して、その他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民センター</li> <li>・文化会館、市民会館</li> <li>・福祉会館、児童会館</li> <li>・貸ホール、貸講堂</li> <li>・結婚会館（式場）</li> <li>・町内会館、地区会館</li> <li>・まちづくりセンター</li> </ul>	<p>1 (1)項イの補足説明事項に同じ。</p> <p>2 興行的なものとは、映画、演劇等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p>

(2) 項イ	
用途	定義
キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）第2条第1項第1号及び第2号並びに第11項の適用を受ける施設並びにその他これらに類する施設をいう。 <p>1 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる施設をいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、バー、サロン、クラブ等主として洋風の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食させる施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ</li> <li>・カフェバー</li> <li>・サロン</li> <li>・ホストクラブ</li> <li>・パブ</li> <li>・サパークラブ</li> <li>・ディスコ</li> </ul>	<p>1 風営法第2条第1項第1号及び第2号並びに第11項の適用を受けるもののほか、同様の形態を有するものは、本項として扱う。</p> <p>2 風営法第2条第1項第1号の適用を受けるものうち、「待合」及び「料理店」は(3)項イとして扱う。</p>

(2) 項ロ	
用途	定義
遊技場 ダンスホール	<p>設備を設けて、不特定多数の客に遊技又はダンスをさせる施設をいう。</p> <p>1 遊技場とは、設備を設けて、客に囲碁、将棋、麻雀、ボウリング、ビリヤード、パチンコその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・碁会所、将棋道場（将棋会館）</li> <li>・雀荘、パチンコ店</li> <li>・ビリヤード</li> <li>・ゲームセンター</li> <li>・ボウリング場</li> <li>・スロットマシン店</li> <li>・卓球場</li> <li>・ゴルフ練習場（シミュレーション仕様のもの）</li> </ul>	<p>1 一般的に風営法第2条第1項第4号若しくは第5号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又は娯楽性の強い競技に該当するものをいう。ただし、飲食を主とするものは(3)項ロとして扱う。</p> <p>2 主としてスポーツ的要素の強いテニス、スカッシュ（ラケットボール）、ジャズダンス、エアロビクス場などは(5)項として扱う。</p> <p>3 ダンスを教授するための施設は本項には含まれない。</p>

(2) 項ハ	
用途	定義
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	<p>風営法第2条第5項の適用を受ける「性風俗関連特殊営業」を営む店舗及びその他これに類する施設をいう。</p> <p>1 「性風俗関連特殊営業」を営む店舗とは、性風俗関連特殊営業のうち店舗形態を有する風営法第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」を行うものをいう。</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
・ファッションヘルス（性的サ	その他店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の

<p>ービスあり)                  ・性感マッサージ (性的サービスあり)                  ・イメージクラブ                  ・SMクラブ                  ・ヌードスタジオ                  ・のぞき部屋                  ・ニューハーフヘルス                  ・セリクラ                  ・出会い系喫茶</p>	<p>風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として定めるもの</p> <p>1 「性風俗関連特殊営業」を営む店舗のうち、店舗形態を有しないものは含まれない。</p> <p>2 「性風俗関連特殊営業」のうち、ストリップ劇場 ((1)項イ)、テレフォンクラブ及び個室ビデオ ((2)項ニ)、アダルトショップ ((4)項)、ラブホテル ((5)項イ)、ソープランド ((9)項イ) は、本項として扱わない。</p>
--	---

(2) 項ニ	
用途	定義
<p>カラオケボックス                  その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</p>	<p>遊興のための設備又は物品を個室 (これに類する施設を含む。) において客に利用させる役務を提供する店舗をいう。</p> <p>1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室 (これに類する施設を含む。) において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室 (これに類する施設を含む。) において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 (昭和59年政令第319号) 第2条第1号に規定する客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場</p>
該当用途例	補足説明事項
<p>・カラオケボックス                  ・インターネットカフェ                  ・漫画喫茶・複合カフェ                  ・テレフォンクラブ                  ・個室ビデオ店</p>	<p>一の防火対象物に、カラオケ等遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務を提供する個室が複数のものを行い、当該個室が1のみのものは含まれない。</p>

(3) 項イ	
用途	定義
待合 料理店 その他これらに類するもの	(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式のものをいう。 1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて客を接待して、飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、料亭、茶屋などで実態として待合、料理店と同様の形態を有する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・料亭</li> <li>・茶屋</li> <li>・割烹</li> </ul>	一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け、「風俗営業」に該当するもの、又はこれと同様の形態を有するものをいう。

(3) 項ロ	
用途	定義
飲食店	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は従業員の接待を伴わないものをいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫茶店</li> <li>・スナック</li> <li>・食堂</li> <li>・そば屋、寿司屋</li> <li>・レストラン</li> <li>・ビアホール</li> <li>・ドライブイン</li> <li>・焼とり屋</li> <li>・スタンドバー</li> <li>・結婚披露宴会場</li> <li>・ライブハウス</li> </ul>	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜における酒類提供飲食店営業」についても本項として扱う。 2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含む。 3 「ライブハウス」とは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うもの。

(4) 項	
用途	定義
百貨店 マーケット その他の物品販売業を営む 店舗 展示場	<p>単独若しくは集団的な店舗又は展示場をいう。</p> <p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デパート</li> <li>・スーパーマーケット</li> <li>・日用品市場（魚屋、肉店、米店、パン屋、衣料品店、洋服店、電気器具店、家具店等の小売店舗）</li> <li>・コンビニエンスストア</li> <li>・ディスカウントショップ</li> <li>・ガソリンスタンド</li> <li>・レンタルビデオショップ</li> <li>・画廊</li> <li>・店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店</li> <li>・見本市会場</li> <li>・博覧会場</li> <li>・アダルトショップ</li> <li>・調剤薬局</li> <li>・チケット販売所</li> <li>・携帯電話販売ショップ</li> </ul>	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。</p> <p>2 卸売問屋は、本項として扱う。</p> <p>3 レンタルショップは、本項として扱う。</p> <p>4 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗に含まれないものであること。</p> <p>5 展示室（ショールーム）のうち、次の各号に全て該当する場合は、(15)項又は、主たる用途の従属部分として扱う。</p> <p>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの</p> <p>(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもので、その場で商品の受渡しを行うものではないこと。</p> <p>(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの</p> <p>6 物品販売を伴わない画廊は、(8)項として扱う。</p>

(5) 項イ	
用途	定義
旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの	<p>宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。</p> <p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設</p>

	<p>で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保養所</li> <li>・ユースホテル</li> <li>・山小屋、ロッジ</li> <li>・モーテル</li> <li>・簡易宿泊所</li> <li>・ペンション、民宿</li> <li>・貸研修所の宿泊施設</li> <li>・レンタルルーム（性風俗、宿泊あり）</li> <li>・マッサージ（性的サービスなし、宿泊あり）</li> <li>・ラブホテル（異性を同伴する宿泊あり）</li> <li>・住宅宿泊事業法に基づく届出住宅</li> </ul>	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設あるいは、特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものも含まれるものであること。</p> <p>2 事業所専用の研修所で、事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。          なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。</p> <p>3 レンタルルームとは異性を同伴する休憩、宿泊を行う施設であること。</p> <p>4 その他これらに類するものの、宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案し判定すること。          (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。          (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備・器具等があること。          (3) 深夜営業24時間営業等により夜間も客が施設にいること。          (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p> <p>5 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出住宅は、本項として扱う。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われた届出住宅については、宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計が50㎡以下となるときは、住宅（法第9条の2に規定する「住宅の用に供される防火対象物」（5）項ロに掲げる防火対象物の部分を含む。）として扱う。</p>

(5) 項ロ	
用途	定義
<p><b>寄宿舍</b> <b>下宿</b> <b>共同住宅</b></p>	<p>集団居住のため又は居住性の宿泊のための施設をいう。</p> <p>1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1 か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの。）をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員寮</li> <li>・マンション</li> <li>・アパート</li> <li>・ウィークリーマンション</li> <li>・ファミリーホーム</li> </ul>	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p> <p>3 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては、棟全体を本項として扱うものであること。</p> <p>4 ウィークリーマンションについて、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うものは、(5)項ロとして扱うが、リネンの提供等、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあつては(5)項イとして扱う。</p> <p>5 小規模住居型児童養育事業が行われる住宅（ファミリーホーム）は、原則本項として扱う。なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、(6)項ロ又はハとして扱う。</p>

(6) 項イ	
用途	定義
<p><b>次に掲げる防火対象物</b> <b>(1) 次のいずれにも該当する</b> <b>病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適</b></p>	<p>医療施設をいう。</p> <p>1 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数の人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p>

<p>切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。</p> <p>(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する診療所</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p>	<p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数の人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数の人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は9人以下の入所施設を有するものをいう。</p>
<p>該当用途例</p>	<p>補足説明事項</p>
<p>・ 医院</p> <p>・ クリニック</p> <p>・ 人間ドック</p>	<p>1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項には含まれず、(15)項として扱う。</p> <p>2 あん摩、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の施</p>

	<p>設は、(15)項として扱う。</p> <p>3 (6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。</p> <p>(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>4 (6)項イ(1)(i)に規定する「総務省令で定める診療科名」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>(2) 上記(1)の診療科名と次に掲げる事項とを組み合わせたもの</p> <p>ア 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ウ 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>エ 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の</p>
--	--

	<p>疾病若しくは病態であつて、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と次に掲げる事項とを組み合わせたもの</p> <p>ア 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>※ 診療科名について、平成20年政令第36号による改正前の医療法施行令第3条の2に規定する診療科名（小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除く。）は(6)項イ(1)(i)に規定する「総務省令で定める診療科名」とみなす。</p> <p>なお、麻酔科については、医療法施行令第3条の2に規定する診療科名に含まれていないため、「総務省令で定める診療科名」に該当しない。</p> <p>5 介護医療院（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定するものをいう。）については、平成30年3月22日付け消防予第89号により、本項として取り扱う。</p>
--	--

(6) 項ロ	
用途	定義
<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総</p>	<p>老人、児童等の福祉援護施設のうち、主として自力避難困難な者が入所する施設をいう。</p> <p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難な者を入所さ</p>

<p>務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省</p>	<p>せ、養護するとともに、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）で、補足説明事項1又は3に該当するものをいう。</p> <p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排泄つ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもので、補足説明事項1又は3に該当するものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>7 老人短期入所事業を行う施設（ショートステイ）とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常</p>
--	--

<p>令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>	<p>生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練等を供与する事業で、補足説明事項2又は3に該当するものをいう。</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（認知症高齢者グループホーム）とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。</p> <p>10 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>11 乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>12 障害児入所施設とは、次の各区分に応じ、障がい児を入所させ、次に定める支援を行う事を目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療</p> <p>13 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設で、補足説明事項7に該当するものをいう。</p> <p>14 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主とし</p>
---	--

	<p>て入所させるものに限る。)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与するための施設で、補足説明事項7に該当するものをいう。</p> <p>15 共同生活援助を行う施設(障害者グループホーム)(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を供与する施設で補足説明事項7に該当するものをいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>1 (6)項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、当該施設に入居する要介護状態区分(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項の規定に基づき厚生労働省令で定める「要介護状態区分」をいう。)が3以上である者(以下「避難が困難な要介護者」という。)の割合が、施設全体の定員の半数以上のものをいう。</p> <p>2 (6)項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上のものをいう。</p> <p>3 前1及び2における入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、直近3ヶ月間の過半期間(日単位)以上において前1及び2の状況が認められるかどうかで判断すること。</p> <p>4 (6)項ロ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除</p>

	<p>く。)をいい、前1から3までと同様に判断すること。</p> <p>5 サービス付き高齢者向け住宅等（高齢者専用賃貸共同住宅等を含む。）、専ら高齢者に賃貸する共同住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者の委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われるもののうち、避難が困難な要介護者の割合が、総居室数（居室の収容人員が2の場合は、居室数は2とする。）の半数以上を占めるものは本項として扱う。</p> <p>6 通常の共同住宅等において、個別の世帯ごとに訪問介護等を受けている場合は、(5)項ロとして取扱う。</p> <p>7 (6)項ロ(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第4項に定める「障害支援区分」をいう。）4以上の者が利用者の概ね8割を超えるものをいう。</p>
--	---

(6) 項ハ	
用途	定義
<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>(6)項ロ以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言い難いものの、避難に当り一定の介助が必要とされる高齢者、障がい者等が利用する蓋然性が高い施設をいう。</p> <p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）のうち、避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。</p>

<p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)</p>	<p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもののうち、避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。</p> <p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(養護者を含む。)等に特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与する事業を行う施設をいう。</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排</p>
--	---

	<p>せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練等を供与する事業のうち、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものを除く。</p> <p>8 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>9 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>10 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</p> <p>11 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設をいう。</p> <p>12 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>13 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>14 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉司等による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に</p>
--	--

	<p>行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>15 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>16 家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が認めるものについて、家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項に定める「家庭的保育者」をいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p> <p>17 児童発達支援センターとは、次の各区分に応じ、障がい児を日々保護者の下から通わせ、次に定める支援を提供する事を目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練</p> <p>(2) 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療</p> <p>18 児童心理治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>19 児童発達支援を行う施設とは、障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>20 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便</p>
--	---

	<p>宜を供与する施設をいう。</p> <p>21 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>22 障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。</p> <p>23 地域活動支援センターとは、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>24 福祉ホームとは、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>25 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障がい者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>26 短期入所を行う施設（短期入所等施設を除く。）とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与するための施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。</p> <p>27 自立訓練を行う施設とは、障がい者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与することをを行う施設をいう。</p> <p>28 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障がい者につき、一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向</p>
--	---

	<p>上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>29 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>30 共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）とは、障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を供与する施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>1 サービス付き高齢者向け住宅等（高齢者専用賃貸共同住宅等を含む。）、専ら高齢者に賃貸する共同住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者の委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われるもののうち、(6)項ロに掲げる以外のものは本項として扱う。</p> <p>2 保育ママと称する家庭的保育事業が行われる施設（通常は保育者の居宅）は、本項として扱う。</p>

(6) 項ニ	
用途	定義
<p><b>幼稚園</b> <b>特別支援学校</b></p>	<p>幼児又は身体上若しくは精神上障害のある者の教育施設をいう。</p> <p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授け</p>

	ることを目的とする学校をいう。
該当用途例	補足説明事項
	幼稚園とは、地方公共団体の認可に関わりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。

(7) 項	
用途	定義
小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 大学 専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	学校教育又はこれに類する教育を行う施設をいう。 1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、上記1から6までに掲げる学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める

	学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防学校、消防大学校</li> <li>・警察学校、警察大学校</li> <li>・自治大学校</li> <li>・防衛大学校</li> <li>・海上保安学校</li> <li>・航空大学校</li> <li>・理・美容学校</li> <li>・看護学校</li> <li>・タイピスト学校</li> <li>・コンピューター学校</li> <li>・経営・経理専門学校</li> <li>・外国語学校</li> <li>・洋裁学校</li> <li>・進学予備校等</li> <li>・職業訓練所</li> <li>・自動車学校</li> <li>・学習塾</li> <li>・パソコン塾</li> </ul>	<p>1 同一敷地内にあつて、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館、研究室及びサークル会館等は、本項として扱う。</p> <p>2 専修学校は、修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が常時40名以上であること。</p> <p>3 各種学校は、修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては、3か月以上1年未満のもの）であること。</p> <p>4 学習、そろばん、書道等の塾、民謡、音楽、スイミングスクール、活花、茶道、着物着付教室等で、個人教授的なものであり、かつ、学校の形態を有しないものは、(15)項として扱う。</p> <p>※ 学校の形態を有するとは、原則として、以下のすべてに該当するものをいう。</p> <p>(1) 当該用途（教室、管理室、便所等）に供される部分の面積の合計が、115.7㎡以上であるもの</p> <p>(2) 当該用途に従事する者（教職員等）が3名以上であるもの</p> <p>(3) 修業期間が3か月以上であるもの</p>

(8) 項	
用途	定義
図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの	<p>資料を保存する施設をいう。</p> <p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し又は整理し保存して、一般の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館、美術館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し又は展示して教育的配慮のもとに、一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法で定める図書館以外のもので、図書館又は博物館と同等のものをいう。</p>

該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土館</li> <li>・記念館</li> <li>・文学館</li> <li>・科学館</li> <li>・点字図書館</li> </ul>	

(9) 項イ	
用途	定義
<p>公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの</p>	<p>公衆浴場は浴場経営という社会性のある施設であつて、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</li> <li>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</li> <li>3 その他これらに類するものとは、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。</li> </ol>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソープランド</li> <li>・サウナ浴場</li> </ul>	

(9) 項ロ	
用途	定義
<p>(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</p>	<p>公衆浴場は浴場経営という社会性のある施設であつて、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・銭湯</li> <li>・鉱泉浴場</li> <li>・家族風呂</li> <li>・岩盤浴場</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主として本項として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体として本項として扱う。</li> <li>2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。</li> </ol>

(10) 項	
用途	定義
<p>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）</p>	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の離着陸する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棧橋</li> <li>・ エアターミナル</li> </ul>	<p>車両、船舶及び航空機の停車又は発着場であり、かつ、旅客の乗降等の利用に限定されるものであることから、貨物駅及び貨物ふ頭等については、本項に含まれない。</p>

(11) 項	
用途	定義
<p>神社 寺院 教会 その他これらに類するもの</p>	<p>神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 斎場</li> <li>・ 納骨堂</li> <li>・ 修道院</li> <li>・ 聖堂</li> <li>・ 礼拝堂</li> </ul>	<p>1 一般的に宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。</p> <p>2 結婚式の披露宴会場で独立性が高く、かつ、常勤の従業員を有し、営利企業としての営業を常態としているもの又は、檀家、信徒以外の不特定多数の者を対象として宴会等を行うものは、本項には該当しない。</p> <p>3 葬儀を行うための斎場については、宗教上の儀式的な要素が強いことから本項として取り扱う。なお、葬儀以外の多目的用途に供される場合が明らかな場合は、(1)項ロ等として扱う。</p> <p>4 庫裡とは、僧侶の居住する場所をいい、本項として扱う。</p>

(12) 項イ	
用途	定義
工場 作業場	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体等を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品加工場</li> <li>・自動車修理工場</li> <li>・製造所</li> <li>・集配センター</li> </ul>	1 運送会社等の中継施設（トラックターミナル）で、荷捌きのみを行う場合については、(14)項として扱う。 2 集配センター等で、荷捌き以外に充填、選別及びラッピング等の作業を行うものは、本項として扱う。

(12) 項ロ	
用途	定義
映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	放送事業所施設（NHK、HBC、STV、UHB、HTB、TVH等）内にあるテレビスタジオは、本項と(15)項の複合施設として扱う。

(13) 項イ	
用途	定義
自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を、運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障等その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。

該当用途例	補足説明事項
	<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車も含まれるものであること。</p> <p>3 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであるが、自動車整備工場の一時保管場や自動車の展示場（ショールーム）は、本項に該当しない。</p> <p>4 事業所等の従属部分とみなされる駐車場や自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p> <p>5 駐輪場のうち自転車のみを保管する場所については、(15)項として扱う。</p>

(13) 項ロ	
用途	定義
<b>飛行機、回転翼航空機の格納庫</b>	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプター等を格納する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	単なる格納だけでなく、運航上必要最低限度の整備のための作業施設を付設する場合も、原則全体を本項として扱う。

(14) 項	
用途	定義
<b>倉庫</b>	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。
該当用途例	補足説明事項
	農業を営む者が穀物類等の農作物、あるいは農機具等を収容する収納舎は、政令別表の防火対象物に該当しないものとする。

(15) 項	
用途	定義
前各項に該当しない事業場	前各項に該当しない事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署、知事公館、市長公宅、保健所</li> <li>・事務所、銀行、研修所</li> <li>・刑務所、発電・変電所</li> <li>・理・美容室、整骨院、針灸院</li> <li>・ラジオスタジオ、写真スタジオ</li> <li>・ごみ焼却場、火葬場</li> <li>・スポーツ施設（ゴルフ練習場、バッチティングセンター、スイミングスクール、アスレチックスタジアム、エアロビクススタジオ等）</li> <li>・つり堀（屋内）</li> <li>・動物園、水族館、動物病院</li> <li>・ペットホテル、畜舎</li> <li>・クリーニング店（受払店）</li> <li>・子育てサロン、シニア（高齢者）サロン</li> <li>・新聞社、新聞販売所</li> <li>・電報電話局、郵便局</li> <li>・場外馬券売場</li> <li>・上・下水処理場</li> <li>・駐輪場（ラック式含む）、電車車庫</li> <li>・住宅用モデルルーム</li> <li>・コインランドリー、コイン洗車場・自動車ショールーム、車検場</li> <li>・中古車販売所（物品販売があれば(4)項）</li> <li>・質屋（質流れ品の販売があれば(4)項）</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて同種の行為を反覆継続して行うことをいう。</li> <li>2 住宅は、本項に含まれないものであるが、事業として展示するモデルハウス等は、本項として扱う。</li> <li>3 スポーツ施設で、観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しないものにあつては、本項として扱う。</li> <li>4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列するもの（ショールーム、PRセンター等）は、本項として扱う。</li> <li>5 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を行うものは、(12)項イとして扱う。</li> </ol>

(16) 項イ	
用途	定義
複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
該当用途例	補足説明事項
	政令別表第1中、同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが、同一の防火対象物に存するものにあっても(16)項として取り扱うものとする。

(16) 項ロ	
用途	定義
(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	
該当用途例	補足説明事項

(16の2) 項	
用途	定義
地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
該当用途例	補足説明事項
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</li> <li>2 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務室等)は、地下街に含まれないものであること。</li> <li>3 令第9条の2の規定により、地下街と特定防火対象物((16の2)項及び(16の3)項を除く。)の地階とが一体をなすとして消防長又は消防署長の指定を受けたものは、本項の用途に供するものとみなし、本項として規制</li> </ol>

	<p>が適用される。</p> <p>4 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。</p> <p>ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸がある場合は、当該防火戸の部分までとする。</p>
--	---

(16の3) 項	
用途	定義
<p>建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）</p>	
該当用途例	補足説明事項
	<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <p>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は当該距離）以内の部分とすること。</p> <p>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離が 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は含まないものとする。</p> <p>3 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</p> <p>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が、相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として扱うものとする。</p>

(17) 項	
用途	定義
<p>文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に 関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物</p>	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料のうち、重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で、我が国民の生活の推移のため欠くことのできない有形のもののうち特に重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が指定したものである。</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものである。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>本項の防火対象物は建造物に限られるもので、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p>

(18) 項	
用途	定義
<p>延長 50m以上のアーケード</p>	<p>アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものである。</p> <p>2 延長は屋根の中心線で測定する。</p>

(19) 項	
用途	定義
市町村長の指定する山林	
該当用途例	補足説明事項
	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものである。

(20) 項	
用途	定義
総務省令で定める舟車	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等のうち、総トン数 5 トン以上で推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）軌道法（大正 10 年法律第 76 号）若しくは道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）又はこれらに基づく命令により、消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第 2 条第 2 項に規定する船舶</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 係船中の船舶</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第 32 条に規定する総トン数 20 トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から 12 海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年国土交通省令第 151 号）第 83 条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条</p>

	<p>で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室</p> <p>(3) 無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条で定めるすべての車両</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実包、空包、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150 kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に規定する放射性輸送物等（L 型輸送物等を除く。）などを運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗用定員 11 人以上の自動車</p> <p>(8) 乗用定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>
--	--